

2025年6月6日

各位

会 社 名 株式会社フジ・コーポレーション

代表者名 代表取締役社長 多賀睦実

(コード番号 7605 東証プライム)

問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 佐 藤 崇 (TEL. 022-348-3300)

会 社 名 株 式 会 社 宇 佐 美 鉱 油 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 佐 美 智 也 (TEL. 052-586-1166 (代表))

# 株式会社宇佐美鉱油による株式会社フジ・コーポレーション(証券コード:7605)の 株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鉱油は、本日、株式会社フジ・コーポレーションの普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定し、別添のプレスリリース「株式会社フジ・コーポレーション(証券コード:7605)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社宇佐美鉱油(公開買付者)が株式会社フジ・コーポレーション(公開買付けの対象者)に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

### (添付資料)

2025 年 6 月 6 日付「株式会社フジ・コーポレーション(証券コード: 7605)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

会 社 名 株 式 会 社 宇 佐 美 鉱 油 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 佐 美 智 也 (TEL. 052-586-1166 (代表))

## 株式会社フジ・コーポレーション (証券コード:7605) の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鉱油(以下「公開買付者」といいます。)は、本日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している株式会社フジ・コーポレーション(東京証券取引 所プライム市場、証券コード:7605、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の 全て(但し、本新株予約権(以下「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。)の 行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを金融商品 取引法(昭和23 年法律第25 号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) により取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議 いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本日現在、公開買付者は、対象者株式及び新株予約権を所有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で対象者の主要株主かつ筆頭株主であり代表取締役会長でもある遠藤 文樹氏(所有株式数:7,683,200株、所有割合(注1):42.34%)との間で、遠藤文樹氏が所有する対象者株式のうち、 対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式800株を除く7,682,400株(所有 割合:42.33%)について、また、対象者の第三位株主であり取締役副会長でもある佐々木正男氏(所有株式数: 1,183,000株、所有割合:6.52%(注2))(「遠藤文樹氏」及び「佐々木正男氏」を総称して、以下「応募予定株主」と いいます。)との間で、佐々木正男氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株 式報酬として所有する対象者株式50,900株を除く1,132,100株(所有割合:6.24%)について、それぞれ公開買付応募 契約書を締結し、応募予定株主が所有する対象者株式(所有株式数:合計8,866,200株、所有割合:48.86%)のうち 8,814,500株(所有割合:48.57%)を本公開買付けに応募する旨をそれぞれ合意しております。

- (注1) 「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2025 年 10 月期第 2 四半期(中間期)決算短信 [日本基準](非連結)」に記載された 2025 年 4 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(18,405,400 株)から、2025 年 4 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数(294,001 株)を控除した数(18,111,399 株)に、対象者から報告を受けた、2025 年 4 月 30 日現在残存する本新株予約権の数の合計である 181 個の目的となる対象者株式数(36,200 株)(注3)を加算した株式数(18,147,599 株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注2) 佐々木正雄氏が所有する対象者株式数には、同氏が対象者の株式累積投資を通じて間接的に所有する単元未 満株式は含まれておりません。
- (注3) 公開買付者が対象者から報告を受けた、2025 年4月 30 日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおり

## です。

新株予約権の名称	2025年4月30日現在の個数(個)	目的となる対象者株式の数(株)
第1回新株予約権	59	11, 800
第2回新株予約権	52	10, 400
第3回新株予約権	70	14, 000
合計	181	36, 200

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

### (1)対象者の名称

株式会社フジ・コーポレーション

### (2) 買付け等をする株券等の種類

- 普通株式
- ② 新株予約権(下記①乃至③の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
  - (i) 2017年1月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(行使期間は2017年2月14日から2047年2月13日まで)
  - (ii) 2018年1月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行使期間は2018年2月14日から2048年2月13日まで)
  - (iii) 2019年1月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2019年2月14日から2049年2月13日まで)

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき金 2,830 円第1回新株予約権1個につき金 565,800 円第2回新株予約権1個につき金 565,800 円第3回新株予約権1個につき金 565,800 円

### (4) 買付け等の期間

2025年6月9日 (月曜日) から2025年7月22日 (火曜日) まで (31営業日)

## (5)決済の開始日

2025年7月29日(火曜日)

## (6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18, 147, 599 株	9,075,600 株	— 株
合計	18, 147, 599 株	9,075,600 株	— 株

- (注1) 応募株券等の総数 (本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。) が買付予定数の下限 (9,075,600 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (9,075,600 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である18,147,599株を記載しております。なお、当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(18,147,599株)です。

- (注3) 買付予定数の下限(9,075,600 株)については、潜在株式勘案後株式総数(18,147,599 株)に係る議決権数 (181,475 個) に50.01%を乗じた数(90,756 個、小数点以下を切り上げ)に、対象者の単元株式数(100 株)を乗じた株式数(9,075,600 株)としております。
- (注4) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注6) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により交付される対象 者株式についても、本公開買付けの対象としております。

### (7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 6 月 9 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始できない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則 14e-5 (b) により許容される範囲で対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

## 【将来に関する記述】

本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。)第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本プレスリリース提出日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務

付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。